

控 訴 理 由 書

平成29年(ネ)第2066号(地位確認等請求控訴事件)、
控訴人 村上定幸、 被控訴人 宗教法人日本フリーメソジスト教団ほか、
大阪高等裁判所 御中、

2017年9月26日

控訴人代理人弁護士 野田底吾

原判決には、以下の如き矛盾があり判断を誤っているので、取消されるべきである。

1、争点1 (巡回教師の任命により教会担当教師の地位は喪失するか) について (9頁～)。

- (1)、原判決は、①巡回は特定の任地を持たず巡回伝道する任務である。②教会担当教師間の兼任はあるが、巡回教師と兼任の事実はない。よって、巡回教師と教会担当教師の地位は併存し得ないと判示する。
- (2)、然し、①について、巡回教師は特定教会を持たないから、逆に教会担当教師と兼任しても矛盾はないし、これを禁ずる規定もない。ましてや教団が巡回教師に教会担当教師を任命すれば兼任は可能なのであって、その職務上から当然の如く兼任できないとなる訳ではない。逆に、教会担当教師こそ特定教会の専従者である以上、禁止規定はなくとも兼任が禁止されるのが筋であるが、理事長など教団幹部の教会担当教師は複数の教会を兼任していることこそ問題である(その問題性については原告準備書面(7)6頁下段3で既に指摘してきた)。
②について、過去の実績で判断するのは一種の政治的判断に過ぎなく、法理論的推敲を必要とする司法判断とは言えない。現に一般企業においては、過去に解雇の実績はなくとも解雇事例がまかり通っているのであり、就業規則に懲戒規定がない懲戒解雇でさえ、判例・通説は出来ると言う。この様に、理論上、兼任が可能ならば兼任を命ずる事はできるのであって、現に巡回教師の石黒則年は大阪キリスト教短期大学の特任教授や関西聖書神学校の非常勤講師まで兼任している(甲26号証2丁)。
よって、①②が兼任を否定する理由とはなり得ない。
- (3)、原判決は、③教団の規則教規に教会担当教師の解任規定がないことに照らすと、(当然の前提)巡回教師の任命に際し教会担当教師の解任手続を踏む必要はない。④教団理事長に教会担当教師の任命権がある以上、解任権がないとする事情がない。⑤岩出教会が責任役員会の議決で教会担当教師の解任を教団理事長に申請できるとする教会規則17条に照らせば、教団理事長は教会担当教師を解任する権限を有するのであって、巡回教師の任命権には解任権を含んでいる、とする。
- (4)、然し、③について、解任は任命と異なり(ましてや宗教法人の代表役員である教会担当教師を解任する場合は)岩出教会に与える影響が大きい為(教会自治の尊重、原告準備書面(7)9頁注B)、教団規定に理事長の無制限な絶対的解任権を定めた規定(原判決は「当然の前提」と言うが)がないのは当然であって(原告準備書面(7)2頁中段2)、そこから巡回教師の任命には教会担当教師の解任手続が含まれている等と結論するのは論理飛躍である(被告の所謂「ソサエティ論」原告準備書面(7)1頁)。

また④についても、解任権と任命権とは質的に異なるにも拘わらず（原告準備書面(4)3頁中段(2)）、判決は解任権を否定する「事情がない」??と言うが、教会自治の尊重こそが最大の事情ではないのか。仮に解任権があるとしても法人格を持つ教会自治の原則からこれに大幅な制限が課されるのは当然である（被告の所謂「ソサエティ論」原告準備書面(7)1頁）。

⑤について、教団理事長が解任権を行使できるのは、岩出教会の責任役員会が解任を決議し、教団に解任を申請した場合に限るのであって（大幅な制限）、こうした手続きを経ずに理事長には無制限な絶対的解任権がある等と言える訳がない。逆に無制限の解任権があるなら、敢えて岩出教会の責任役員会の決議など不要となってしまう。

- (5)、原判決は、⑥任地指定委員会が教会担当教師の解任と巡回教師の任命を決定し、これを前提に理事長が巡回教師を任命した以上、新たに兼任を命じた訳ではなく、新たに教会担当教師の解任決定をする必要等もないと言う。
- (6)、然し、そもそも任地指定委員会に教会担当教師の解任や任地のない巡回教師に関する権限がない事は、教規第29条の文言上明らかである。被告は原審の進行中、第29条の文言上から、任地指定委員会には任地を決定する権限しかなく、解任権限などない事を認めざるを得なくなり、「無任地を決定した」等との屁理屈で矛盾を糊塗してきた（原告準備書面(3)1頁下段2）。にも拘わらず、原判決がこうした事情を知りながら、敢えて⑥の如き認定をすること自体、控訴人に対する悪質な偏見である。
- (7)、原判決は、⑦教会担当教師の人選や任地は教団に委ねられているのであって、岩出教会は教団に解任を申請する権限しかない、と言う。
- (8)、しかし、教団が解任権を行使できるのは、あくまでも岩出教会から解任の申請があった場合に限られるのであって（教会自治の原則、原告準備書面(7)9頁注B）、⑦は解任権を認める理由にはならない。

2、争点2（本件任命に岩出教会の責任役員会及び総会決議が必要か）について（11頁～）。

巡回教師の任命について、控訴人は判決理由に対し特に異論はない。

3、争点3（巡回教師の任命は実質的に戒規処分相当するか）について（12頁～）

- (1)、原判決は、**ア**、牧師の資質を問う和田の手紙（乙2号証）や、牧師の適正を問う木村のメール（乙3号証）は文言からみて、控訴人の牧師の交代を求めたものに過ぎず、また本件申出書（乙6号証）の意図するところも牧師の交代を求めたものに過ぎず、戒規処分を求めたものではない。**イ**、畑野は本件申出書が教規117条を念頭にしたものではあるが、戒規処分を求めるものとは理解しなかった。**ウ**、これを踏まえて畑野は巡回教師を任命しており、戒規処分ではない。**エ**、巡回教師の職務遂行の機会がなかったことは、教団が各教会に働きかけた結果ではない。従って本件任命は実質的にも戒規処分とは認められない、と判示する。
- (2)、然し、**ア**について言えば、乙2, 3, 6号証の実質的作成者はいずれも木村（その性格や岩出教会におけるワンマンぶりについては、村上真理子の報告書（甲16号証）、控訴人の陳述書（甲24号証）に詳しく書いてある）であって、彼は一貫して控訴人の追放を意図してきた人物である。即ち、

- i)、乙2号証和田の手紙については、日頃から教会活動に極めて不熱心な和田が、木村の指示なしに、わざわざ上部団体である教団にまで自主的に手紙を出すなどは凡そ考えられない事である（原告準備書面(7)10頁注U）。
 - ii)、乙3号証の木村メールは、岩出教会からの追放（牧師交代）以上に、教団からの追放を主張している（原告準備書面(7)10頁注F）。
 - iii)、乙6号証の本件申出書についても、原告準備書面(7)4～5頁で詳述した如く、畑野は控訴人を教団から追放するには、どうしても岩出教会からの正式な申し出（畑野は「正式なルート」と証言する）がなければ実行できない為、木村に「正式に申し出ることに決定しました」なる文言の申出書を作成させたのである（原告準備書面(7)10頁注O）。この「正式な申し出」こそ、教会総会と責任役員会による決議を指すのは自明な事だが、いずれの会も開かれていない（被告も自認）。よって、この申出書は「正式な申し出」とは言い難い。
- (3)、次にイ及びウについて述べれば、畑野が木村を指導し、117条を念頭に置いて本件申出書を作成させてきたことは、原告準備書面(7)4頁下段2で述べたとおりである。戒規処分を意図していないなら、何故、その後に控訴人から巡回教師の仕事の回して欲しいと要求がなされているのを、いまだに無視（回答さえしない）し続けるのか（原告準備書面(7)6頁末段4）。
- (4)、エについて。巡回教師の仕事外しは、他の巡回教師の派遣先を見ればわかる。即ち、巡回教師報告書（甲26号証）によれば、
- i)、巡回教師の東隆は畑野が兼任する和歌山吹上教会に4/5, 4/26, 5/17, 6/21, 7/19, 8/16, 9/20, 10/25, 11/15, 12/20, 1/3, 2/24, 3/20の殆ど毎月、松永勝（※）が兼任する京都西教会には4/19, 5/10, 6/14, 7/12, 8/9, 9/13, 10/11, 12/6・13, 1/3, 14, 3/27の殆ど毎月、派遣されているし、
- ※ 松永は、畑野が牧会する岸之里教会の副牧師で中江理事の義息子である。
- ii)、巡回教師の石黒則俊、竹谷敏明なども本田右一（現理事長）や中江松二、馬場一朗等が兼任する教会に殆ど毎月派遣されている。
 - iii)、派遣先はいずれも畑野、松永、本田、中江、馬場などの教団幹部が牧師を兼任する教会である様に（中江・馬場は控訴人に牧師解任決議を通告しに来た教団幹部、本田は巡回を通告しに来た幹部である。原告準備書面(7)添付の年表2014年11月25日～）、教団幹部は控訴人が自宅待機の状態にある事（本件訴訟を継続している事）を知悉していながら、(1)(2)の如き控訴人の派遣を認めず、敢えて仕事を干し上げているのである。正に幹部自身が控訴人の派遣を嫌っており、教団が組織的に控訴人を干し上げている事は明らかではないか。この様に判決理由のエは、単なる形式論に過ぎない。

4、最大の問題点

原判決の最大の問題点は、平成26年11月20日の教団任地指定委員会による岩出教会牧師（教会担当教師）の地位剥奪決議（「11.20決議」という）を全く無視し、12月11日の巡回教師の任命決議（「12.11決議」という）のみに言及している事である。そして12.11決議——引いては この決議に基づく理事長の巡回教師任命（判決は、これを「本件任命」と呼ぶ）——には教会担当教師の地位剥奪内容まで含んでいるのかを検

討している。控訴人は、12.11 決議には、これが教規29条に基づく決定と言えるのか、実質的な懲戒決議ではないのか、と言う問題を含んではいるものの、その任命権が理事長にある事については、教規104条から明らかであり、敢えてその理事長権限を争っている訳ではない。控訴人が問題としているのは、11.20 決議の有効性である。これについては、原告準備書面(7)3頁^{IV}で詳述しているが、判決はこれについて全く検討した形跡もない(審理不済は明白である)。

そもそも、これについて述べている原告準備書面(7)について、原審は、5月15日の証拠調が終了した時点で、原告代理人から「次回弁論期日を指定したうえで同日までに最終準備書面(7)を提出したい」旨の意見を無視し本件口頭弁論を終結させたものだけに、裁判所は原告準備書面(7)を全く検討した形跡もない。そうした意味で、同書面は**実質的な控訴理由書**を兼ねるものとして、本控訴審にて陳述するので、十分に検討して頂きたい。

5、原判決には、原告の「“生活”が根底から奪われたこと」に対する視点が一切ない。

即ち、宗教家が職業であるか否かは本裁判の争点ではないが、教団は教憲・教規・諸規則において“牧師”を職業として認識していながら副業を認めていない。又、もし控訴人が本件任命を断れば、教職の資格喪失(教規第93条)をちらつかせて日本各地へ出向させる(被告準備書面(1)4頁上段)。更に教会には、謝儀と言う名で定められた額の給与(謝儀最低基準：甲3号証、教規120条)の支払いや、社会保険への加入を指示し、各教会の会計担当者を集めて研修会を行い、牧師の給与からは源泉徴収を行なうようにも指示している。謝恩金を積み立てをさせ、厚生年金にも加入させるよう指示している。

更に、家族構成とその諸事情に関係なく、教会に備えられた住居に住むことを指示し、控訴人の「障害基礎年金」までをも「牧師に“別途収入”がある」と見做なして、岩出教会が教団から受けるはずの教会援助金(乙10号証)の額を減らす決定さえしている。にもかかわらず、その指示全てに従ってきた控訴人を「任命権」の下に、突如、何の理由も告げず全く原則無収入の地位、しかも期限の定めもなく長期に教団から追放することが、「戒規処分以上の処分」と言わずして、何と言うのか。理事長らの意にそぐわぬ者への「任命権」を乱用した個人的制裁である。